

地域資源活用販路開拓等支援事業 (B 補助金)

Q 補助を受けることができる対象者にはどのような要件があるのですか？

A 協同組合などの中小企業者を構成員とする団体や、商工会・商工会議所などの地域中小企業の振興を図る法人が、補助を受けることができます。

補助対象者

次に掲げる組合等(組合の業種によっては、その構成員について条件がある場合があります。)

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合

第3セクター

商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所

地域中小企業の振興を図る実施主体として適当と認められる財団法人、社団法人、NPO等

中小企業者を主とする4者以上で構成されたLLP

中小企業者等を主とする4者以上で構成されたグループ(事務処理体制、存続性等から判断して、実施主体として適当であると認められるもの)

地域資源活用販路開拓等支援事業 (B 補助金)

Q どのような事業が補助の対象となるのですか？

A 補助対象者が行う地域資源を活用した商品等の販路開拓を中心とした以下の事業が対象になります。

事業遂行に必要な市場調査
新商品・新役務の試作品の改良
試作品の改良に係る調査分析、実験
展示会等の開催又は展示会等への出展

次のいずれかに該当する事業については、補助の対象となりません。

国(特殊法人等を含む。)による他の制度(補助金、委託費等)で支援を受けている事業と全く同一の内容である事業
展示会等において試作・開発を行った商品等を販売するなど、営利活動を伴う事業
基準を満たすグループ等の取組であっても、実質的に個別中小企業の取組とみなされる事業
一次産品及び単純な加工品である二次産品等について、開発、改良及び展示を行う事業
市場調査にとどまるもの等、事業化を念頭においていない初期段階の事業

地域資源活用販路開拓等支援事業 (B 補助金)

Q 補助の対象となる経費には、どのようなものがありますか？

A 補助の対象となる経費としては、以下のような経費があります。

(1) 謝金

補助対象事業に係る委員会等の会議に出席した委員に支払われる謝金
指導・助言等を行った専門家に支払われる謝金

(2) 旅費

展示会の出展等の際に補助事業者の職員に支払われる交通費、宿泊費等の出張経費(食事代等は除く。)
会議への出席や、指導・助言等を行うための交通費、宿泊費等として、委員、専門家に支払われる旅費

(3) 事業費

会議、展示会における場所代、展示会会場の装飾経費、展示品の保険料
展示会事業等で用いるパンフレット、ポスター等の作成費など、事業の周知、PRに係る経費
市場調査を行うための費用
展示会事業などの販路開拓等を行うためのコンサルタントを活用する費用
その他、展示会における通訳、郵便代、運送代など

(4) 試作・開発費

試作品の改良や実験等に必要な材料、器具、機械装置等を購入(レンタル、リース)するための経費
試作品の改良や実験等に必要な加工を外注するための経費
試作品の改良に必要な実験・分析を行うための経費
試作品の改良を行うためのコンサルタントを活用する費用
その他、試作品の改良に必要なデザインに係る経費など

人件費、家賃、光熱水費などは、補助の対象とはなりません。

地域資源活用販路開拓等支援事業 (B 補助金)

Q 補助事業について注意すべきことはありますか？

- A 補助事業を実施する上では、補助事業期間、報告・届出等の各種手続などのルールを遵守する必要があります。
また、補助金の支払は、原則、**事業完了後の精算払**になります。

参考

補助事業期間

交付決定を受けた日から当該年度末(3月31日)までの期間(単年度の事業)

※補助事業期間外に支払等を行った事業については、補助対象外

補助事業遂行に伴う手続等

補助事業者は、交付決定を受けてから補助事業の完了までに、次に掲げるような報告書、申請書などを提出しなければなりません。

・遂行状況報告書 ・事業実績報告書 ・変更承認申請書 ・中止承認申請書 ・遅延等報告書

また、補助事業完了後も状況に応じて、事業化状況の報告や、財産処分の承認申請の手続を行わなければならないほか、関係書類を5年間保存する必要があります。